

障第254号
令和6年4月26日

各障害福祉サービス事業所等 代表者 様
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「令和6年度(令和5年度からの繰越分)就労系障害福祉サービスにおけるICT機器等導入支援事業」の国庫補助協議にかかる書類の提出について(依頼)

平素より、本県の障害福祉施策にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、見出しの件につきまして、厚生労働省から国庫補助協議の依頼がありましたので、下記をご確認のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 対象者

障害者就労施設等事業者

※本事業の対象となる障害者就労施設等は、実施要綱をご確認ください。

※岐阜市が指定する事業所は対象外としております。

※令和6年度中に確実に事業完了(支払いまで完了)できるもののみ対象とします。

2 提出書類

① 別紙3, 4 (Excel形式)

② 見積書(最低2者)(PDF形式)

③ カタログ、仕様書等(PDF形式)

3 提出期限

令和6年5月22日(水)

※期限厳守

4 提出方法

電子申請システム(LoGoフォーム)で必要事項を入力後、ファイルを添付して提出してください。

協議は事業所ごとの受付となりますので、複数事業所を協議する法人においては、複数回入力が必要となります。

【URL】 <https://logofrm.jp/form/T8mB/566975>

5 事業所の選定について

予め優先順位を設定させていただきます。予算の都合上、ご提出いただいても補助できない場合があります。ご了承ください。

○県独自の優先順位

提出された事業計画書に基づき、ICT機器の導入効果が高く、好事例として活用できると考えられるものについて、優先的に順位をつけさせていただきます。

6 対象経費、補助額について

(1) 対象経費

障害者就労施設等が提出した事業計画書により、以下のいずれかに該当するものと都道府県等が認めるICT機器等（RPAやAI等の技術を搭載したものが望ましい）とする。

- ア 導入することで、障害者の従事可能な担当業務の拡充が図られるもの
 - イ 生産活動を行うために障害者自身が利用するもの
 - ウ 導入することにより、障害者の工賃や賃金の向上が見込まれるもの
- ※いずれも留意事項がありますので、実施要綱をご確認ください。

(2) 補助額

1つの施設・事業所あたりの補助基準額：100万円

(3) 負担割合

国 1/2、県 1/4、事業所 1/4

7 補助要件について（抜粋）

- ① ICT機器等導入前後の比較を行い、障害者の生産活動への参加促進等について報告すること（様式自由）
 - ② ICT機器等の導入目的、導入製品の内容や活用方法、障害者の生産活動の参加状況、導入効果等についてホームページ等に公表すること
 - ③ 国・県のホームページ等への公表を了承すること
 - ④ 複数見積から最低価格を提示した業者を選定すること
- 上記以外にも、複数要件がありますので国からの要綱等をよくご確認ください。

8 その他

本調査の回答をもって、補助をできるという確約にはなりませんので、念のため申し添えます。